

後期高齢者医療制度に関するお知らせ



ページ番号 1001840 【問合わせ】あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558

保険料率、保険料賦課限度額、均等割額軽減に係る基準額が改定されます

① 総所得金額が101万円以下の方の保険料率

区分	変更前 (令和6年度)	変更後 (令和7年度)
所得割率	10.40%	11.13%

※総所得金額が101万円を超える方は、11.13%から変更はありません。

② 令和5年度までに後期高齢者医療制度に加入していた方の保険料賦課限度額

区分	変更前 (令和6年度)	変更後 (令和7年度)
保険料賦課限度額	73万円	80万円

※令和6年度に新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、80万円から変更はありません。

③ 均等割額軽減に係る基準額

被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯は、軽減に係る基準額が変更されます。

均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行	改正後
5割	43万円+(29.5万円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43万円+(30.5万円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割	43万円+(54.5万円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43万円+(56万円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

お忘れの申請はありませんか

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0652

次に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の主な時効

種 類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日 (診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに 医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費および高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。